

○山形県警察許可認定事務員運用要綱の制定について（例規通達）

平成26年3月28日

例規（生企）第15号

山形県警察許可認定事務員運用要綱を別添のとおり定め、平成26年4月1日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

記

1 趣旨

生活安全部所管法令における許可、認定、届出等（以下「許可等」という。）に係る事務の円滑かつ適正な処理を図るため、警察署生活安全課に許可等事務を担当する会計年度任用職員を配置するもの。

2 主な内容

(1) 配置先（第4関係）

山形県警察許可認定事務員（以下「許可認定事務員」という。）の任命数に限りがあることから、配置する警察署については、取扱件数等を勘案して、生活安全部生活安全企画課長が警察本部長に上申の上、決定することとした。

(2) 職務（第5関係）

許可認定事務員の職務を明確にするため、主たる職務を明記した。

なお、申請等の受理は、ぱちんこ営業の遊技機の変更の承認及び遊技機の認定に係る申請書の受理を主に担当することとする。

(3) 研修（第7関係）

許可認定事務員による円滑かつ適正な事務を図るため、生活安全部生活安全企画課長及び警察署長に、許可認定事務員に対する研修、教養義務があることを明記した。

(4) 身分証明書（第9関係）

申請者に対する身分を明らかにするため、許可認定事務員に対し、許可認定事務員証を交付し、許可認定事務員は、携帯、提示義務があることを明記した。

別添

## 山形県警察許可認定事務員運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、山形県警察許可認定事務員（以下「許可認定事務員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 身分

許可認定事務員の身分は、会計年度任用職員取扱要綱（令和2年4月1日付け例規（警）第19号。以下「取扱要綱」という。）第1に規定する会計年度任用職員とし、この要綱に定めるもののほか、許可認定事務員の取扱いについて必要な事項は、取扱要綱に定めるところによる。

### 第3 服務等

許可認定事務員の服務及び文書の取扱いについては、一般職の常勤職員の例による。

### 第4 配置

- 1 許可認定事務員は、警察署に配置する。
- 2 警察本部長は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）の上申に基づき、許可認定事務員を配置する警察署を決定する。

### 第5 職務

許可認定事務員は、配置先の警察署長（以下「署長」という。）の指揮監督の下、次に掲げる職務の補助を行う。

- (1) 別表第1に掲げる法令に係る申請及び届出（以下「申請等」という。）の受理
- (2) 申請等に係る市（区）町村及び検察庁に対する欠格事由照会文書の作成
- (3) 申請等に係る許可証等の作成及び交付
- (4) ぱちんこ営業の遊技機の変更の承認及び遊技機の認定に係る実地調査
- (5) 前各号に付随する事務（審査事務を除く。）
- (6) その他署長から命ぜられた事項

### 第6 勤務日等

- 1 許可認定事務員の勤務日及び勤務時間は、別表第2のとおりとする。
- 2 署長は、特に必要と認める場合は、別表第2の勤務日及び勤務時間を変更して勤務させることができる。

### 第7 研修

生活安全企画課長及び署長は、許可認定事務員に対し、その職務に関し必要な知識及び

技術について研修、教養等を行うものとする。

## 第8 勤務上の留意事項

許可認定事務員は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為はしないこと。
- (2) その職務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために用いること。
- (4) 特別な権限が付与されているものではないことを十分認識し、職務の範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。
- (5) その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。
- (6) 常に服装を端正にし、品位の保持に努めること。
- (7) 言語、態度を厳正にして、関係者の信頼を得られるよう努めること。
- (8) 生活安全課員との緊密な連携を図り、適正な事務処理に努めること。
- (9) 特命事項及び特異な事項については、その都度報告すること。

## 第9 身分証明書

- 1 警察本部長は、許可認定事務員を任命したときは、山形県警察許可認定事務員証（別記様式。以下「許可認定事務員証」という。）を貸与する。
- 2 許可認定事務員は、その職務を行うに当たっては、許可認定事務員証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示するものとする。
- 3 許可認定事務員は、その身分を失ったときは、速やかに許可認定事務員証を返納するものとする。

別表第1（第5関係）

	法令名
1	質屋営業法（昭和25年法律第158号）
2	古物営業法（昭和24年法律第108号）
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
4	警備業法（昭和47年法律第117号）
5	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
6	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
7	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

8	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)
---	--

別表第2 (第6関係)

曜日	勤務時間	休憩時間
月曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時15分まで	正午から午後1時まで
火曜日～金曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで

別記様式(第9関係)

